明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二七四）　二
○自衛隊法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令（二七五）　二
○建設業法施行令の一部を改正する政令（二七六）　二
〔省　令〕
○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二三）　三
〔告　示〕
○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（**消防庁**一一）　六
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**法務**五一四）　六
○パラオ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三七六）　六
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**三一〇～三一三、三一五、三一六）　八
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**三一四）　八
○群馬用水緊急改築事業に関する事業実施計画の変更を認可した件（**厚生労働・農林水産**一）　九
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**経済産業**二四六）　一〇
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（**同**二四七）　一〇
○道路に関する件（**中部地方整備局**九〇）　二
○道路に関する件（**九州地方整備局**一七五～一七七）　三
○道路に関する件（**北海道開発局**二〇五）　三
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　六
最低賃金の改正決定に関する公示（島根労働局最低賃金公示七、岡山同三、徳島同三、大分同二）　八
国家試験
平成三十年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　九
平成三十年司法試験の施行（司法試験委員会）　一〇
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七四号）（防衛省）　三

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第四二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日を平成二九年一一月三〇日とすることとした。

◇自衛隊法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令（政令第二七五号）（防衛省）　三

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊の使用する船舶について、係留船を火薬庫に使用する場合及び船舶に常用火薬類を貯蔵する場合に係る所要の規定の整備を行うこととした。（第一四五条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。　三

二　電気事業法施行令の一部改正関係

電気工作物から除かれる工作物に、陸上自衛隊の使用する船舶を追加することとした。（第一条関係）　三

三　施行期日

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第四二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二九年一一月三〇日）から施行することとした。（附則関係）　三

◇建設業法施行令の一部を改正する政令（政令第二七六号）（国土交通省）　三

1　技術検定を行う種目に電気通信工事施工管理を追加することとした。（第二七条の三第一項関係）

2　建築施工管理に係る二級の技術検定のうち、国土交通大臣が定める種別に細分して行うものは、実地試験に限ることとした。（第二七条の三第三項関係）　五

3　電気通信工事施工管理に係る技術検定に関する受験手数料の額を定めることとした。（第二七条の一〇関係）　六

4　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

○　○　▷